副業・兼業について基本ガイドライン

当社ではダイバーシティを推進しています。

社員それぞれの出自や立場、生活環境、様々な想いや目標、目的などは多様化しており、社員一人一人 が納得、満足して就業が出来るよう会社として幅広い要望を満たしていく必要があると考えています。

当規定は副業・兼業(以下、副業)を希望する全ての従業員に対しての規定です。 当規定を厳守、誓約する必要があり、厳守、誓約出来ない場合や、副業許可誓約書への記入、 提出を行い会社の許可を得なければ副業を行うことは出来ません。

(1) 副業の定義

一般的には当社の社員として当社の業務(以下、本業)以外で収入を得るために働くことを指します。

(2) 副業を行った際の残業時間の支払いについて

原則、副業は本業の就業時間に追加で就業するということになるため就業時間が長くなります。 現在の当社での業務が本業となるため月間の基本就業時間である1日8時間以上、月間160時間以上の 就業時間が発生した場合の残業代は副業を行う会社で支払うこととなります。

請負などの業務であれば成果が収入となり就業時間という概念はないため請負の場合の体調の自己管理などに十分に気を付けながら本業に影響が出ない範囲で請け負うことが必要となります。

(3) 許可、推奨される副業例

副業が許可される条件は以下の4つの義務の厳守です。

1、安全配慮義務

長時間労働により本業に影響がないよう心身ともに健康を害することがないように自己管理する。

2、秘密保持義務

現在までの当社の業務上で知り得た情報を利用しての副業や情報漏洩の禁止。 漏洩する可能性がある業種や職種などは許可が下りないことがある。

3、誠実義務

当社の名誉や信用を損なう行為や信頼関係を壊す行いなどがある場合には一度許可が下りた副業であっても取り消される。

4、競業避止義務

同業他社、職種に就くことにより自社の正当な利益を害する恐れがある場合は許可が下りない。 以下参照(テレワーク中での副業は業界、職種、業務内容が似ている場合は許可が下りません)

■当社での現在の業務 (テレワークでない)

業界:情報通信 (IT) 職種:プログラマー

業務内容:プラットフォームの開発(製造)

雇用・契約形態:正社員

給与・支払い形態:月給 1日の就業時間:8時間 月間の就業時間:160時間

■副業詳細例1 => 許可が下りる可能性が高い

業界:飲食 => IT 業界ではない

職種:調理 => 同じ業務ではない

業務内容:飲食店内での調理 雇用・契約形態:アルバイト 給与・支払い形態:時間給

1日の就業時間:2時間 => 当社の就業時間と合計した1日の就業時間が8時間未満である 月間の就業時間:40時間 => 当社の就業時間と合計した月間の就業時間が160時間未満である

■副業詳細例 2 => 許可が下りる可能性が高い

業界:配送 => IT 業界ではない 職種:宅配 => 同じ業務ではない

業務内容:弁当の配達

雇用・契約形態:業務委託

給与・支払い形態:1配達単価支払い

1日の就業時間:なし => 作業時間は存在するが業務委託のため就業時間としては存在しない月間の就業時間:なし => 作業時間は存在するが業務委託のため就業時間としては存在しない

■副業詳細例3 => 許可が下りる可能性が低い

業界:情報通信(IT) => IT 業界である職種:プログラマー => 同じ業務である

業務内容:自動実行ツールの開発

雇用・契約形態:業務委託 給与・支払い形態:完成報酬

1日の就業時間:なし => 作業時間は存在するが業務委託のため就業時間としては存在しない 月間の就業時間:なし => 作業時間は存在するが業務委託のため就業時間としては存在しない

■副業詳細例4 => 許可が下りる可能性が非常に低い

業界:情報通信 (IT) => IT 業界である

職種:プログラマー => 同じ業務である

業務内容:EC サイトの製造(現場常駐 Or リモート)

雇用·契約形態:業務委託

給与・支払い形態:1時間4,000円

1日の就業時間:3時間 => 作業時間は存在するが業務委託のため就業時間としては存在しない 月間の就業時間:60時間 => 作業時間は存在するが業務委託のため就業時間としては存在しない

(4) 本業中の追加規定

本業の時間中には当然副業の一切の業務を行うことは出来ません。

そのため、情報漏洩の観点からも本業中は、カメラ録画、画面録画が必要となる場合があります。 また、ディスプレイを拡張していた場合は拡張先ディスプレイの録画が必要となる場合があります。 それが実行出来ない場合は、当社の専用の PC で拡張ディスプレイを使用せず本業を行う必要があります。 す。

(5) インシデント (事件、事故) について

万が一、副業により情報漏洩や当社に損害を与えるようなことがあれば賠償問題になる可能性もあるため十分に注意が必要です。ご自身が行った行為により当社の社員全員に損害があるということを深く理解して副業を行うようにしてください。

また、本業中に副業を行うようなことは決してあってはなりません。

例えそれが 1 通のメール送信のみであっても本業で働いている時間は当社の給与が支払われているためです。万が一そのようなことが判明した場合には減給、降格、最悪の場合は懲戒解雇、虚偽や故意または重大な過失であれば損害賠償請求となる可能性もありますので十分に注意が必要です。

(6) テレワークと副業について

本業を監視環境で行っていたとしても別の位置に副業 PC を配置して本業と並行して業務を遂行しようとすれば可能な場合もあります。

そのため、これ以上の本業の監視は事実上不可能となり最終的には、その社員の誠実さ、当社自体や当社の他の社員への想いなどに掛かっている部分があります。四六時中監視する意味というのは「会社に不利益にならないようにするため」、「本人に魔が差すような状況を排除し双方の利益を担保するため」以外の何物でもありません。

これらの理由からテレワークでの副業については業界、職種、業務内容が似ている場合は許可が下りない可能性があります。

(7) 最後に

副業を許可する会社も少しずつ増えてきましたが一般的には会社にとっては全くと言っていいほど直接的に業績に大きな良い影響を与えることはありません。

当社が社員の副業を許可する理由はただ一つです。それは社員が幸せになるためのほんの少しの一助にでもなればと思うからです。幸せは社員一人一人違います。当社としては様々な境遇の社員の様々な幸せを叶えるための一つの手段として副業を許可しておりそれ以外で許可する理由はありません。

そのため、副業を行う社員はそれらのことを深く理解し咀嚼して本業、副業を行うことを厳守、誓約する必要があります。